

第3章 犯罪・セキュリティ

有害情報への取り組み

インターネットによる有害情報の問題が急浮上 政府による対策が進む

アクション・プランの 有害情報への基本方針

インターネットの利用が飛躍的に拡大してきているのに伴い、違法・有害な情報の増加が顕著になってきている。政府では、内閣に置かれている高度情報通信社会推進本部（1994年設置、本部長＝内閣総理大臣）で関係省庁における違法・有害情報対策の調整が図られている。1999年4月16日に高度情報通信社会推進本部で決定された「高度情報通信社会推進に向けた基本方針～アクション・プラン～」では、「[1] 4つの当面の目標」として、「1. 電子商取引等推進のための環境整備」、「2. 公共分野の情報化」、「3. 情報リテラシーの向上、人材育成、教育の情報化」および「4. ネットワークインフラの整備」を挙げている。これらのうち、「1. 電子商取引等推進のための環境整備」の中の「(3) 違法・有害コンテンツ対策」において、政府としての対策が明らかになっている。その対策を見ることによって有害情報への取り組みが理解できる。

「事項名」、「施策の目的、期待される効果等」を以下に示す。

■プロバイダーによる

自主規制ガイドラインの遵守の徹底

インターネット上における違法・有害コンテンツの流通に対処するための、プ

ロバイダーによる自主的な取り組みを促進する。

■高機能フィルタリングシステムの開発

インターネット上に氾濫する有害情報に係る利用者(保護者)の不安を払拭し、高度情報通信社会の健全な発展を図るため、自動レイティング機能など、フィルタリングシステムの機能を大幅に拡充したシステムの開発を行う。

■コンテンツのフィルタリング技術に

関する研究開発

インターネット上に存在する違法または有害な情報(コンテンツ)を受信者側でブロックするためのフィルタリング技術の研究開発を推進する。

■改正風営適正化法の適正な運用

インターネットなどを利用して有料でポルノ映像を見せる営業(映像送信型性風俗特殊営業)に届け出義務を課し、18歳未満の者を客とすることを禁止するなどとともに、プロバイダーに対してわいせつな映像に係る違法・有害コンテンツの野放図な氾濫の状況の改善に寄与する。

■違法コンテンツに対する捜査力の強化

わいせつな映像をはじめとする違法なコンテンツ(新たに児童ポルノの規制が行われた場合は、児童ポルノを含む)について、その捜査力を強化するために必要な措置を講ずることにより、違法なコンテンツを公開しようとする者に対して、相当の抑止力を発揮することとなり、健全な高度情報通信社会の形成に寄与する。

■ネットワークプロバイダーの自主的なガイドラインの作成などの促進

改正風営適正化法により、プロバイダーに対しても、わいせつ映像に係る努力義務が課せられたことから、当該努力義務が遵守されるようプロバイダーの業界団体に働きかけるとともに、業界団体に加盟していないプロバイダーに対しても法の内容を周知徹底し、当該努力義務を遵守するためのガイドラインの作成、組織化などを促す。あわせて、少年の健全育成を阻害するおそれのある情報について利用者の情報の識別や遮断に資する格付けやフィルタリングサービスの実施について自主的な措置を促進する。

■発信者・利用者双方の啓発

改正風営適正化法の趣旨について発信者および一般利用者に対して周知徹底を図ることによって、インターネット上にも現実空間と同様の秩序が必要である旨の自覚を促し、健全な高度情報通信社会の形成に寄与する。あわせて、利用者(保護者)に対し、少年の健全育成を阻害するおそれのある情報の実態についての認識を深め、保護者などによる取り組みを促進する。

■少年に有害な情報に関する研究

高度情報通信社会の推進に当たって、違法・有害な情報のネットワーク上の流通は大きな問題となっているが、どのような情報が少年非行との関連を有するかについて、必要な実態把握と分析を行う。(堀部政男 中央大学法学部教授)

表1 施策の「措置内容」および「連絡先省庁」

事項名	措置内容	連絡省庁
1. プロバイダーによる自主規制ガイドラインの遵守の徹底	平成11年中に各プロバイダーがガイドラインに準拠した契約約款の策定を促進するためのモデル約款の策定を支援する。	郵政省
2. 高機能フィルタリング・システムの開発	平成10年度一次補正により開発を行う。	通商産業省
3. コンテンツのフィルタリング技術に関する研究開発	平成12年度末までに、受信者側においてインターネット上の有害情報を格付け・選別(フィルタリング)する技術の研究成果を出す。	郵政省
4. 改正風営適正化法の適正な運用	平成11年4月1日～改正風営適正化法施行(予算については、都道府県警察において対応)。	警察庁
5. 違法コンテンツに対する捜査力の強化	捜査部門について必要な体制整備を行うとともに、幹部捜査官に対し、教育訓練を実施する。	警察庁
6. ネットワーク・プロバイダーの自主的なガイドラインの作成等の促進	業界団体を通じた積極的な広報による呼びかけ。	警察庁
7. 発信者・利用者双方の啓発	積極的な広報による呼びかけおよび学校やPTAを通じた周知(政府広報などの利用および都道府県警察において対応)。	警察庁
8. 少年に有害な情報に関する研究	所要の機器を用いて研究を行う。	警察庁



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp